

2012年5月9日

「インド: 対外商業借入(ECB)規制の緩和」

～ 既存 ECB 肩替り時の金利規制を緩和 ～

三菱東京UFJ銀行
国際業務部

インド中銀は、4月20日付の通達において、対外商業借入(External Commercial Borrowing: 以下 ECB)の規制を緩和した。

今回、3本の通達が出ている。そのうち多くの企業に影響がある通達(RBI/2011-12/520 Circular No.112)では、既存ECBローンのリファイナンス(肩替り)時の金利規制緩和が打ち出されている。従来、既存ECBローンのリファイナンスをする場合に、既存レートよりも高いレートでは、中銀の承認取得が困難であった。今回、4月20日付け通達により、「リファイナンス(1)のレートが既存レートより高くとも、従来通りの上限レート以内(2)かつApprovalルートで申請すればよい」ことを発表。

1. 借入の最終期日の延長は不可
2. 上限レート: 「返済期間3～5年: ベンチマーク金利6月LIBOR + 350bps(上限)、返済期間5年超: ベンチマーク金利6月LIBOR + 500bps(上限)」の規制は適用される。

他の2つの通達は、

- ・インフラセクターの一層の振興
 - ・民間航空産業への緩和(条件付きで Approval ルートだが運転資金も可能に)
- に関するものである。

(参考ウェブサイト) インド中銀

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=7154&Mode=0>

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=7153&Mode=0>

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=7162&Mode=0>

レポート作成： 国際業務部 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。